

あなたの広告物は安全ですか？

岸和田市都市計画課

屋外広告物は時間の経過とともに、日差しや雨露、風等にさらされ、腐食や劣化が進んでいます。適正な管理を怠っていると、落下や倒壊などにより人々の生命や財産を奪いかねない重大な事故が発生する可能性があります、広告物の掲出者の信頼喪失と、賠償責任を問われる場合があります。

日常的に点検を行い、
安全管理に努めましょう！



日常点検で危険な兆候を見逃さない！



鉄骨接合部の腐食



照明装置の破損、漏水



看板基礎部のひび割れ



根腐れによる破断



壁面取付け部の異常



側板底部が腐食、破損

出典：屋外広告物適正化推進委員会 看板の安全管理ガイドブックより

外見は美しく、頑丈そうに見えても、内部が腐食していることもありますので、定期的な安全点検と適切な安全管理を行ってください。

日常点検により異常が見られたら、すぐに専門業者に相談してください。専門業者は大阪府ホームページにてご確認ください。

なお、台風や地震などの自然災害の後は、速やかに点検を実施してください。

定期的な点検とメンテナンスで美しく長持ち

広告物を美しく、安全な状態に保つためには、有資格者による保守点検を定期的に行うことが有効です。また、定期的にメンテナンスを行いましょう。

定期的な安全点検について

国土交通省HPより
ダウンロードしてください→

- 屋外広告物の所有者や占有者、設置者及び管理者は、良好な状態を保持するよう管理義務があります。
- 日頃から屋外広告物の安全管理に留意し、サビや破損等の劣化が見られたら早期に対処してください。
- 屋外広告士など有資格者による安全点検を定期的に行い、異常を発見した場合は速やかに撤去、改修等の対応をしてください。



【裏面もご覧ください】

屋外広告物の掲出には岸和田市の許可が必要です 未許可の広告物がある場合は、許可申請を行なってください

屋外広告物は、良好な景観もしくは風致の維持または公衆に対する危害の防止などの観点から、広告物の面積の合計が7㎡を超える自家用広告物もしくは非自家用広告物を表示、設置する場合は岸和田市長の許可が必要です。未許可になっている広告物がある場合は【岸和田市役所 都市計画課】まで許可申請書を提出してください。許可取得の有無など、ご不明点がございましたら下記問合せ先までお問い合わせください。

屋外広告物のルールを正しく守りましょう

更新手続きを行っていますか？

非自家用広告物・一定規模(面積)以上の自家用広告物はすべて許可対象です。申請漏れがないか確認し、速やかに申請してください。



許可を受けていますか？

屋外広告物の許可期間は最大2年です。引き続き継続して広告物を設置する場合は手続きが必要です。
また、申請内容に変更が生じた際には、届出や申請が必要となります。

確認申請を受けましたか？

高さが4mを超える広告物の設置にあたっては、建築基準法に基づく工作物確認を受けなければならない場合があります。



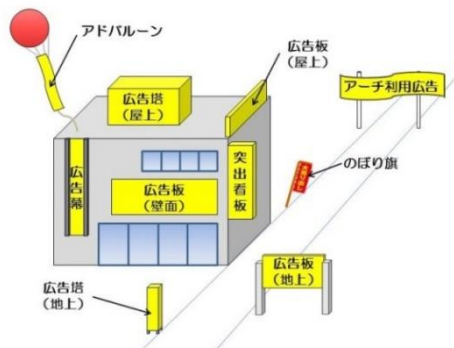
不燃材料を使っていますか？

建築基準法に基づき、防火地域にある広告物で建築物の屋上に設置されているもの又は高さ3mを超えるものは、その主要部分を不燃材料で造る必要があります。

(参考1)屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示、設置される看板、立看板、はり紙、広告塔、広告板、広告幕などの広告物をいいます。

屋外広告物の設置、掲出には岸和田市長の許可が必要となります。



(参考2)自家用広告物・非自家用広告物とは

【自家用広告物】

自己の店舗等の建物等に設置してあるもの、また店舗等の敷地内に設置してある広告物(広告物の合計面積が7㎡を超えると申請必要)

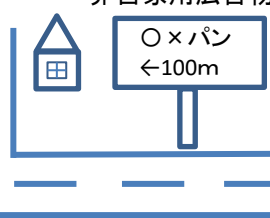
【非自家用広告物】

自己の店舗などが無い場所に設置する広告物(広告物の面積に関わらず申請必要)

自家用広告物例



非自家用広告物例



【問合せ先】岸和田市まちづくり推進部都市計画課 景観担当

TEL: 072-423-9538(直通)

E-mail: tokei@city.kishiwada.lg.jp

岸和田市 屋外広告物

検索